

やまなし観光推進機構特別事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観光振興の促進に資するため、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）が行う特別事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる事業及びその補助率)

第2条 前条に規定する特別事業とは次の各号に定める事業とし、この補助金の限度額及び補助率は予算の定めるところによる。

- (1) 信玄公祭り甲州軍団出陣事業
- (2) 信玄公祭り関連の各地方行事への助成事業
- (3) 信玄公祭りの宣伝・広報事業
- (4) 信玄公祭りの在り方検討事業
- (5) その他知事が必要と認める事業

(補助金の交付申請)

第3条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、規則第4条の規定により別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他必要な書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。
 - イ 事業の内容に変更を伴わないもので、補助事業の各事業相互間におけるいずれか低い額の概ね20%以内の経費の配分の変更をいう。
 - ロ 補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかはらしめるほどのことがないようなものをいう。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いに

より交付することができる。

2 機構は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 機構は、当該事業が完了した日若しくは第4条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）実施状況の写真
- （4）その他必要な書類

（補助金に係る経理）

第7条 機構は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4年 3月14日から施行する。

様式第2号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により、事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業補助金概算払請求書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり概算払いを請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名 _____
(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構特別事業実績報告書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 実施状況の写真
- 4 その他必要な書類